「ゆーすふるサンデー」マスコットマークの使用について

１　趣旨

　　「ゆーすふるサンデー」マスコットマークを使用する場合の取扱いについては，次

　のとおりとする。

２　マスコットマーク

　　別紙１－１によるマスコット「ゆっぴー」のマーク

３　マスコットマークの使用

 マスコットマークを使用しようとするものは，(公社)青少年育成広島県民会議会長（ 以下「県民会議会長」という。）の承認を受けなければならない。

1. 県民会議会長は，青少年健全育成の趣旨に賛同し，これに寄与すると認められる

　 事業又は広告を行う者に対し，営利を目的としない場合，マスコットマークの使用

　 を承認することができる。

(2) (1)のマスコットマークを使用しようとするものは，別紙２の「「ゆーすふるサン

　 デー」マスコットマーク使用申請書」に関係書類を添えて，県民会議会長に提出し，

　 使用の承認を受けなければならない。

４　使用上の遵守事項

　　マスコットマークを使用する者は，次の事項を遵守しなければならない。

1. 承認された用途のみに使用し，マスコットのイメージを損なう使用をしてはな

　らない。

1. 定められた色，形等を正しく使用すること。
2. 別紙１－２の見本のとおり「広島県の青少年のマスコット ゆっぴー」という文

 字を添えること。

５　見本の提出

　　使用承認を受けた者は，マスコットマークを使用した物件の見本を，速やかに，県

　民会議会長に提出しなければならない。

６　修正その他の措置

　　県民会議会長は，マスコットマークを使用する者に対し，使用方法の修正その他必

　要な措置を命ずることができる。

７　使用の禁止及び使用承認の取消

　　マスコットマークを使用する者が，前項の措置に従わない場合には，県民会議会長

　は，マスコットマークの使用を禁止し，又は使用承認を取り消すことができる。

別紙２

「ゆーすふるサンデー」マスコットマーク使用申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　公益社団法人青少年育成広島県民会議会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　次の事業（又は広告）に対して，「ゆーすふるサンデー」のマスコットマークを使用したいので，別紙書類を添えて申請します。

１　事業等の名称

２　事業等の目的

３　使用時期（期間）

（添付書類）

１　事業等の概要

２　その他必要な書類